

署名の届け方は…



●提出前に、直筆、住所の記入、押印、市区町村のご確認を。

代筆、押印がない、住所の欄に一部省略がある、委任状の日付に食い違いがある、丸森町の収集禁止期間（11月14日から町長選挙まで）の署名は、無効とされます。署名した本人にお願いして、整えてからご提出ください。

別の市区町村の人の署名が混じっている署名簿は、そのまま提出していただき構いません（本人以外は訂正できません）。別の市区町村の人の署名は無効とされますので、その人には署名のやり直しをお願いして下さい（2頁を参照）。

●書き終わった署名簿は、署名を届けた人（または団体）に連絡して、回収をお願いして下さい。「みんなで決める会」あてに郵送してもかまいません。

署名簿は、整理が助かるのでそのつど届けて下さい（最終投函日は12月3日）。追加で署名を集められる人には、署名簿をお届けします（コピーは不可です）。

●署名運動の最終日は12月2日（日）で、24時までです（丸森町を除く）。

丸森町では、町長選挙のため11月14日からいったん署名収集をお休みします。次の町長が決まったら、その翌日から残る21日間の署名収集を再開します。

●署名できる人は12月1日（丸森町は告示日前日）に18歳以上の有権者です。

各市区町村の選挙管理委員会は、署名をした人が審査日に選挙区内の選挙人名簿に登録されていれば、その署名を有効と判断します。

有権者の定時登録が行われる12月1日に18歳であれば、署名した時に17歳であっても有効です。丸森町では、町長選挙告示日の前日が選挙人名簿の登録日ですから、告示日前日までに18歳になる人の署名が有効です。

署名後の転居は、県外であればその署名は無効とされます。県内の転居であれば、署名期間内に転居先市区町村の受任者の署名簿に再度の署名ができます。



募金をお願いします

全県で10万枚を大きく超える署名簿や「署名の手引き」などを作成しています。運動に必要な経費をまかなうため、一口100円から募金をお願いしています。ご協力を。

郵便振替口座：名義「みんなで決める会」 口座番号：02250-4-142653

署名簿を受け取った人の「手引き」



●第4面の委任状の確認を。

あなたの住所、氏名、生年月日、性別、委任日を記入してお渡しすることを原則にしていますが、漏れがありましたら、記入して下さい。

●署名簿を何枚も活用する人は

後日に追加分の署名簿を受け取った場合も、署名集めを委任された委任日のところには、同じ日付を記入して下さい。署名簿は事務局に連絡していただければお届けします（署名簿のコピーは不可）。

この日付を記録し、同じ日付を記入して下さい。

月 日

※署名運動期間に18歳になる人は、誕生日の日から署名を集める人（受任者）になって署名集めをすることができます。

宮城県条例制定請求署名収集委任状

(受任者)住所 宮城県仙台市青葉区六郷川一丁目4番6号

氏名 仙台 太郎

生年月日 明・大・平 28年 4月 28日

性別 男

上記の者に対し、宮城県条例制定請求者署名簿に宮城県条例制定の請求のための署名及び押印を求めることを委任する。

平成30年10月3日

宮城県条例制定請求代表者

住所 宮城県仙台市青葉区台原4丁目8-17

氏名 多々良 哲

生年月日 昭和33年10月18日

性別 男

宮城県条例制定請求者署名簿

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	備考
	1	平成30年10月28日	宮城県仙台市青葉区六郷川一丁目4番6号	明・大・平 28年 4月 28日	仙台 太郎		

【お問い合わせは、以下の事務局までお寄せください】

女川原発再稼働の是非をみんなで決める県民投票を実現する会
(略称：みんなで決める会)

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10 御譜代町ビル306号室

電話：022(724)7627 FAX：022(724)7629

メール：kenmingakimeru@gmail.com

家族も一人ひとりが直筆で

●最初にあなたの署名をお願いします。何枚も活用する人は、一枚目だけで結構です。
署名年月日、住所、生年月日、氏名は、一人ひとりがすべて自分で署名することがルールになっています。代筆は、家族でも認められていないので、ご注意ください。

●住所は省略しないで、すべて記入を
住所も、家族の一人ひとりが記入して
下さい。住所の一部を「 〃 」で省略
すると、その署名は無効になります。

●一人ひとりが押印してください。
認印も、拇印もOKです。家族で
同じ印鑑を使ってもかまいません。
シヤチハタネームもOKです。
●訪問や街頭で署名をお願いする
時は、朱肉を持ち歩くと便利です。

左端は選
管が使用
します。
何も書か
ないで下
さい。

有効無効の印	番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	備考
	1	平成30年 10月3日	宮城県仙台市青葉区 広瀬川一丁目4番6号	明・大・昭・平 48年4月28日	仙台 太郎		
	2	平成30年 10月3日	宮城県仙台市青葉区 広瀬川一丁目4番6号	明・大・昭・平 49年5月13日	仙台 花子		
	3	平成30年 10月4日	宮城県仙台市青葉区 広瀬川一丁目4番6号	明・大・昭・平 12年12月1日	仙台 一男		
	4	平成30年 10月5日	宮城県仙台市青葉区 泉区 紫川7丁目10-10	明・大・昭・平 58年3月15日	宮城 やよい		
	5	平成30年 10月6日	宮城県仙台市青葉区 吉岡3丁目7-1 丸角マンション 601号	明・大・昭・平 12年11月30日	山本 千鶴子		拇印でOK!
	6	平成30年 月 日	宮城県仙台市青葉区 マンションの方は部屋番 号を必ず記入して下さい。	明・大・昭・平 年 月 日	12月1日に18 歳になる人の署名 は有効です。		

●訂正のやり方
書き損じた箇所に、本人が線を引いて、訂正印を押し、書き直して下さい。
線を引き、次の欄に書き直しても結構です。

【注意】あなたと別の市区町村の人の署名は無効とされます。その理由は…

署名簿は、あなたの市区町村の選管に提出します。選管は、署名した人が選挙人名簿に登録されていれば、その署名を有効と判断します。
署名が別の市区町村の人の場合、あなたの市区町村の選挙人名簿に登録されておらず、有権者だと確認できないので無効とされるのです。

署名は、同じ市区町村の人に

- ・自分と同じ市区町村に住んでいる人には、どしどし署名をお願いして下さい。
- ・署名の際に、署名を集める人（受任者）になることも、お願いして下さい。

別の市区町村の人へのお願いは

- ・その市区町村の受任者に訪問してもらうという方法があります。
- ・署名を集める人（受任者）になってもらい、署名してもらうことができます。住所欄に市区町村名を印刷していない署名簿は、どの市区町村でも使用できるので、お願いする際に便利です。わからないことは、お問い合わせください。

病気等で直筆ができない人には

代筆専用の署名簿をお届けします。この署名簿を届けた人（または団体）にご相談いただくか、「みんなで決める会」にご連絡ください。
署名を集める人（受任者）は、代筆者にはなれません。代筆は同じ市区町村の人をお願いして下さい。

公務員も自由に署名できます

●国家公務員、教員、民生委員には、署名を集める人（受任者）になることは、お願いしないで下さい。
署名は誰でも自由です。公務員の人にも気軽にお申し付け下さい。
ただし国家公務員、教員、民生委員は、政治活動に制約があります。署名を集める人（受任者）になることは、お願いしないで下さい。地方公務員の場合も、受任者を無理にはお願いしないようにして下さい。
保護司には、制約はありません。